

タイ中央銀行、現金取引の確認強化へ

2026 年 10 月 8 日

One Asia Lawyers タイ事務所

藤原 正樹（弁護士・日本法）

マーシュ 美穂

タイ中央銀行は、「金融機関および特殊金融機関の現金関連取引に係るリスク管理基準」に関する告示案（以下「本告示案」といいます。）を公表しています。本告示案は、金融機関による現金取引のリスク管理を強化するものです。

現行のタイ中央銀行告示第 16/2569 号「金融機関の現金関連取引に係るリスク管理基準」（以下「現行告示」といいます。）では、支店窓口での現金引出しと、現金で受け取ることができる小切手の現金化を対象としており、これらの取引が 1 日当たり 500 万バーツ以上となる場合には、厳格な顧客管理措置（Enhanced Customer Due Diligence : EDD）の実施が求められています。

本告示案では、これらに加え、現金の預入れや紙幣の両替なども規制対象となります。また、顧客の普段の取引状況などに照らして不自然な現金取引については、500 万バーツ未満でも厳格な確認の対象となる可能性があります。そのため、企業は、これまで対象とされていなかった種類の現金取引や、500 万バーツ未満の取引についても、銀行から資金の出所や取引目的に関する追加の説明・資料提出を求められる可能性があります。



1 規制対象となる取引の拡大

2026 年 4 月 1 日に施行された現行告示では、支店窓口での現金引出しおよび、口座への入金に限定されず現金で受け取ることができる小切手の現金化について、金融機関にリスク管理措置を義務付けています。本告示案では、これらに加え、次の取引も対象となります。

- ・ 現金の預入れ
- ・ タイバーツ紙幣の両替
- ・ 小切手・為替手形の発行に伴う現金の受領
- ・ 外貨紙幣の売買・両替

また、本告示案では、適用対象となる機関も拡大されます。従来の商業銀行などの金融機関に加え、政府の政策を担うために個別の法律に基づいて設立された「特殊金融機関」¹も対象となります。

2 500 万バーツ未満でも確認対象に

現行告示では、1 日当たり 500 万バーツ以上の現金取引について、厳格な顧客管理措置（EDD）の実施が求められています。本告示案では、顧客の普段の取引状況などに照らして不自然な現金取引についても、金額にかかわらず、厳格な確認の対象となる可能性があります。

そのため、取引額が 500 万バーツ未満であっても、顧客情報や普段の取引状況と整合しない場合、または取引の合理性や必要性に疑問がある場合には、資金の出所や取引目的に関する説明・資料提出を求められる可能性があります。

¹ タイ政府貯蓄銀行（GSB）、タイ政府住宅銀行（GHB）、タイ中小企業開発銀行（SME Bank）など

3 現金取引を行う企業への影響

本告示案は、企業の現金取引を一律に禁止するものではなく、金融機関による確認とリスク管理を強化するものです。企業にとっては、主に次の影響が想定されます。

- ・ 資金の出所や取引目的について、追加の説明や裏付け資料の提出を求められる。
- ・ 高額の現金取引について、より安全で追跡可能な非現金決済手段の利用を促される。
- ・ 必要な情報や説明が不十分な場合、銀行が取引を拒否する可能性がある。

また、銀行が EDD を完了できない場合でも、顧客の合理的な説明と正当な必要性を踏まえて例外的に取引を認める場合、本告示案では、支店長より上位の管理職による承認と、当該顧客の重点的な監視も求められます。

4 施行状況について

本稿で紹介した内容は、正式に施行された規制ではなく、意見募集の対象となっている告示案です。2026年10月の施行が予定されているとされていますが、正式な公布内容および施行日は別途確認する必要があります。

本件に関してご質問がございましたら、One Asia Lawyers タイ事務所までお気軽にお問い合わせください。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点につきご了解ください。

- ・ 本資料は2026年10月8日時点の情報に基づき作成しています。
- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

One Asia Lawyers タイ事務所においては、常駐日本人専門家4名を含む合計20名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著者 >

	藤原 正樹 One Asia Lawyers タイオフィス 所長 パートナー弁護士（日本法） タイの M&A 法務、債権回収、個人情報保護法、労働法を中心にタイ企業法務に関するリーガルサポートを提供している。 日本では、日本の法律特許事務所に 13 年間在籍し、知的財産法務、営業秘密を含めた情報関連法務、ソフトウェア法務、WEB サービス関連法務、その他企業法務及び破産管財業務などに従事し、数多くの訴訟案件にも対応してきた実績がある。 masaki.fujiwara@oneasia.legal
	マーシュ 美穂 One Asia Lawyers タイオフィス ディレクター タイ人弁護士と連携して主にコーポレート、労務、コンプライアンス分野を中心とした多岐にわたる法務案件について助言を提供。コーポレートの分野では、外資規制や BOI・FBL を含む各種許認可申請から、合併、解散、清算といった複雑な企業法務案件まで、幅広く対応。労務分野においても豊富な経験を有し、一般的な雇用問題から労働裁判までを取り扱う。その他、コンプライアンス監査の実施、相続・不動産取引に関する助言、内部通報制度の外部窓口構築支援なども担当。 miho.marsh@oneasia.legal